

愛知地方労働審議会 労働災害防止部会

令和6年3月5日(火)

【下田監督課長】 それでは、定刻よりも若干早いところではございますが、皆様おそろいですので、これより令和5年度愛知地方労働審議会労働災害防止部会を開会させていただきます。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、当部会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。当部会の事務局を務めております愛知労働局労働基準部監督課長の下田でございます。本日の司会進行をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、以降、着座にて進行させていただきます。

本日の委員の出席状況ですが、公益代表委員の小野木委員が所用のため欠席となっておりますが、地方労働審議会令第8条第3項の規定によりまして準用されております同令第8条第1項の規定により、委員の3分の2以上、または各側委員の3分の1以上が出席されておりますので、定足数を満たしております。したがって、当部会が有効に成立していることをここに御報告させていただきます。

また、本日、会議次第及び資料につきましては、お手元にお配りしております。不足等がございましたら、事務局までお知らせください。

それでは、開催に当たりまして、労働基準部長の伊勢より御挨拶申し上げます。よろしくをお願いします。

【伊勢労働基準部長】 皆様、こんにちは。労働基準部長の伊勢でございます。

本日は大変御多忙のところ、労働災害防止部会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

委員の皆様には、日頃より労働災害防止の取組に御理解、御協力をいただいておりますこと、この場をお借りいたしまして厚く御礼申し上げます。

本日の労働災害防止部会におきましては、令和5年度を初年度とする第14次労働災害防止推進計画の推進状況と今後の方策等を御報告させていただいた後に、委員の皆様から御意見を頂戴し、次年度の行政運営に反映させていきたいと考えております。詳細につきましては、担当から説明させていただきます。

短い時間ではございますが、皆様方の忌憚のない御意見、御提案をいただければと思っております。

では、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

【下田監督課長】　　続きまして、資料第1号を御覧ください。

労働災害防止部会の各委員につきましては、令和5年12月5日付で愛知地方労働審議会会長より指名がなされております。名簿順にお名前を読み上げさせていただきますので、一言御挨拶を頂戴できればと思います。

それでは、まず、公益代表委員からでございます。

城委員でございます。

【城委員】　　中部大学の城です。よろしくお願いいたします。

【下田監督課長】　　同じく公益委員の堀西委員でございます。

【堀西委員】　　弁護士をしております堀西と申します。よろしくお願いいたします。

【下田監督課長】　　続きまして、労働者代表の安藤知子委員でございます。

【安藤委員】　　お疲れさまです。全ユニー労働組合の安藤でございます。どうぞよろしくよろしくお願いいたします。

【下田監督課長】　　同じく労働者代表の伊藤裕彰委員でございます。

【伊藤委員】　　自治労働愛知県本部で委員長をしております伊藤です。よろしくお願いいたします。

【下田監督課長】　　続きまして、使用者代表の岩原明彦委員でございます。

【岩原委員】　　愛知県経営者協会の岩原と申します。よろしくお願いいたします。

【下田監督課長】　　同じく使用者代表の谷澤有華委員でございます。

【谷澤委員】　　皆さん、こんにちは。株式会社デンソーの谷澤と申します。よろしくお願いいたします。

【下田監督課長】　　ありがとうございました。

続きまして、机上配付しております参考資料第2号のほうを御覧いただければと思います。

本部会の審議及び議事録ですが、愛知地方労働審議会運営規程第7条の規定により準用されております愛知地方労働審議会運営規程第5条によりまして、原則公開することとされております。そのため、本部会の開催につきまして2月20日に公告を行いましたとこ

ろ、傍聴の希望がなかったことを御報告いたします。

それでは、議事に入らせていただきます。

まず、議題 1、労働災害防止部会長及び部会長代理の選出についてでございます。

参考資料第 1 号を御覧ください。

部会長の選出につきましては、地方労働審議会令第 6 条第 5 項の規定によりまして、公益を代表する委員のうちから選挙することとなっております。また、部会長代理の選出につきましては、同じく地方労働審議会令第 6 条第 7 項の規定により、部会長が指名することとなっております。

まず、部会長の選出でございますが、どなたか御推薦をいただけませんかでしょうか。

城委員、お願いします。

【城委員】 堀西委員を推薦したいと思います。

【下田監督課長】 ありがとうございます。

ただいま堀西委員を御推薦いただきましたが、皆様、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

【下田監督課長】 ありがとうございます。

それでは、部会長は堀西委員にお願いしたいと存じます。

それでは、堀西部会長から一言御挨拶をお願いいたします。

【堀西部会長】 先期に引き続きまして、今期も部会長を拝命いたしました。引き続き、何とぞよろしくをお願いいたします。

【下田監督課長】 ありがとうございます。

それでは、部会長代理の指名以降につきましては、堀西部会長に進行をお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

【堀西部会長】 まず、部会長代理ですが、城委員にお願いしたいと思います。

城委員、御挨拶をお願いいたします。

【城委員】 ただいま御指名いただき、誠に僭越ではございますけれども、部会長代理を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【堀西部会長】 ありがとうございます。

それでは、早速ですが議事に入ります。

議題 2、第 1 4 次労働災害防止推進計画の状況報告等についてです。

事務局から説明をお願いいたします。

【濱田安全課長】 大変お世話になっております。安全課長の濱田でございます。本日、どうぞよろしくお願いいいたします。

まずもって、お手元の資料について、若干御説明をさせていただきます。

資料目次がございますが、資料第2号が、第14次労働災害防止推進計画の本編でございます。こちらは、お手元に参考資料として今回お出しさせていただいております。資料第3号でございますが、こちらは、その14次防のダイジェスト版です。申し訳ございません、第14次労働災害防止推進計画、非常に長いものですから、縮めて14次防と申し上げます。

資料第3号は、14次防のダイジェスト版でございます。また、資料第4号ですが、14次防の進捗状況並びに本年の行政運営の結果でございます。本日、御説明の中心となる資料でございます。また、資料第5号でございますが、御説明をさしあげる内容で補足となる資料でございます。そのほか、厚手のパンフレットをお入れさせていただいております。こちらが安全経営あいち賛同事業場の申請書でございます。また、事前にあらかじめ御説明させていただいた際に、委員の方から13次防の結果に関する御質問をいただきましたので、前回の資料で大変恐縮ですが、参考までに同封させていただいております。

それでは、安全課と健康課の分も含めまして、一括して私が御説明をさしあげたいと思っております。

まず、資料の第3号を御覧ください。

現在、もう今年度からスタートしております第14次防のダイジェスト版でございますが、私どもの計画の狙いの中に、計画が目指す社会というので、こちらは全国で恐らく愛知だけが少し前へ進んで、自律的でポジティブな安全衛生管理を促進し、もって働く人々の安全・健康確保を通じて、企業、社会のウェルビーイングを実現するということとしております。自律的でポジティブというキーワードと、それからウェルビーイングという言葉を使っているのは愛知労働局だけでございます。

資料3ページまで少し飛んでいただきまして、ポンチ絵のようなものでございますが、安全経営あいちの推進というものを軸にしております。後ほど詳しく御説明さしあげますが、「安全経営あいち®」そのものは理念でございます。そして、そのアウトプット指標で全ての対策のところにかかっており、安全経営あいち賛同事業場を運用しております。こちらはこの理念を広めるツールという理解をしていただけると大変ありがたいです。その結果、アウトカム指標として、死亡災害、早期に25人を下回るという計画にしております。

1 3 次防のときに 4 0 人を下回るという計画にしておりましたので、約 4 割減の大きく踏み込んだ計画としております。

前提をお話しさせていただいた上で、資料第 4 号のほうにまいりたいと思います。よろしくをお願いします。

すみません、資料第 3 号で少し御説明が抜けたところがありました。安全経営あいちの理念でございますが、この理念のところ、重篤な労働災害の防止、左側のリスクアセスメントの普及促進ですが、資料番号の第 5 号を御確認ください。資料番号第 5 号の表面ですね。資料番号第 5 号と書いてあるほうで結構です。

リスクアセスメントのしっかりとした普及、定着を図ってまいります。この中核となっているリスクアセスメントですが、全国的にはまだまだ十分な理解を得られていないと評価しております。愛知は、かなり事業場の皆様方が積極的にお取組まれている最も先進の県だというふうに考えております。これは、種々全国の情報を集めている中で、リスクアセスメントをしっかりと御理解いただいている事業場が圧倒的に多い県が愛知だというふうに整理をしております。

左上のところに、危険源と人という図がありますが、これが災害発生のプロセスです。事故はこのストーリーに沿ってしか起きないということで、実はリスクアセスメントの構成というのは、この絵に沿って書いてあるということでございます。これを平たくしていきますと、結局のところ、職場においてどのような作業が発生しているのかということと、その作業に固有に存在する危険源、ちょっと難しい言葉ですが、危険源とは危なさを引き起こす根源です。例えば、墜落事故を引き起こす根源というのは高さです。高さがなければ墜落はしないですし、それから、製造業で多い、「はさまれ」の災害というのは、人の体よりも広く開いた隙間が人の体よりも狭くなる場所です。その場所が存在しないことには人は挟まれないという、この前提で整理をしていきますと、事業に伴って発生する作業と、それに関わる危険源をどう整理するのかというところに、単純化すれば行きつくということでございます。

その上で、資料第 4 号の説明に入らせていただきます。

まず、1 ページ目でございますが、労働災害の発生状況、それに昨年、2 0 2 3 年分を追加しております。あらかじめお断りしますが、2 0 2 3 年の災害ですが、厚生労働省の統計の取り方が暦年で行いますが、翌年の 3 月末までの報告を集計するというルールになっております関係上、2 0 2 3 年はまだ未確定でございます。

大きくトレンドとして御確認いただきたいのですが、死亡災害の推移ですが、12次防、13次防で約8割、約2割減になっております。一方、死傷者数、こちらは休業4日以上
の労働災害プラス死亡という数字でございますが、死傷者については年々増加のトレンド
にあるというふうに評価をしているところでございます。

2ページを御確認ください。

その中で、大きく増加のトレンドというお話をしましたが、製造業、建設業にあっては
減少の傾向が見られる一方、第三次産業は増加の傾向に歯止めがかかっていないという評
価をしているところです。製造業、建設業で減少傾向があるというお話をしましたが、そ
れぞれ棒グラフはターゲットとしている重篤化しやすい災害です。製造業にあっては、
「はさまれ・巻き込まれ」や「切れ・こすれ」という災害でございますが、この死傷災害
を分母にして、同じ事故の方での死亡者数を載せますと、実は、この重篤化率が非常に高
いこと、建設業にあっては、「墜落・転落」の災害の重篤化率が非常に高いという整理に
なります。

特に、例えば、3ページを御確認ください。

こちら、製造業における動力機械による「はさまれ」災害の現状でございます。動力機
械による「はさまれ」災害というのが全体の58%程度を占めているということでござい
ますが、実際に災害が起きた事業場にお邪魔したケースの中で、作業把握だとか、あるい
は危険度の理解度というのが、一般的に災害が起きる、起きないにかかわらず評価をして
いるグラフ、左側のグラフと、実際に「はさまれ」災害が発生した事業場における評価の
グラフを並べておりますけれども、やはり災害が発生した事業場のそれぞれの認識が若干
低い傾向にあるという整理でございます。

4ページを御覧ください。

同じように、建設業でございます。建設業においては、墜落災害の減少を目標にしてい
るわけですが、そのためにも、建設業の場合、実際に工事が始まってしまった後は、現場
ではそのリスクを全て背負うしかしようがないわけございまして、どこまで計画段階で
しっかりと吟味をしてもらうかというのが非常に大切だというふうに考えておりまして、
目標の欄の「事業場の内」の右側、赤いアンダーラインがついたところに説明させていた
だいておりますが、設計時に安全面も含めた施工のシミュレーション、フロントローディ
ングという呼び方をしておりますが、このことを実施する事業場の割合を8割以上にして
いこうということでございます。少しページが飛びますが、7ページを御覧ください。

こちら、健康課関係ですが、工業中毒の死傷者数というのが左側のグラフにございます。12次防期間中の死亡者数、そして休業、13次防期間中の死亡者、休業という欄を御覧いただきたいのですが、特にこのCO中毒の点を見ていただきますと、12次防期間中にCO中毒になったのが24人、13次防期間中が32人と大きく増えているわけですが、この多くが、実は建設業で起きております。どのような事例かといいますと、内燃機関を用いた溶接機器あるいは発電機などを通風の不十分な屋内もしくは地下に設置することによって起きているケースが散見されるわけですが、もう一度、大変申し訳ございませんが、4ページに戻っていただきまして、私ども、このフロントローディングの実施は、このような観点でも、あらかじめ計画の段階からしっかりとその吟味をしていただかないことには現場では対応ができないという趣旨もございまして、フロントローディングを推し進めているということでございます。

次に、5ページを御確認ください。

5ページでございますが、リスクアセスメントをしっかりと定着していくために、安全経営あいちの賛同事業場の制度というものを運用しております。先ほど、少し御確認をいただきましたが、厚手の、少しかっこよく作ったつもりですが、安全経営あいちの賛同事業場の申請書がございまして、これを用いて、できるだけ安全経営あいちという言葉を行って事業所の皆さん方に知っていただき、そして、この言葉をぜひ使っていただくというのを、まず冒頭2年で進めようと思っております。

そのために安全経営あいち賛同事業場制度というものを運用しておりますが、先ほど資料3号で御案内させていただきましたとおり、14次防の期間中に1,000事業場の賛同を目標としておりましたところ、このグラフでは12月末の時点で705の事業場から賛同をいただいております。今年度中ですが、恐らく810を超えておと考えております。事業場の関心が非常に高いということが裏づけられたと考えております。

このリスクアセスメントの賛同事業場に御応募いただくために、1つだけハードルがございます。そのハードルが、労働局が実施するリスクアセスメントセミナーに御参加いただくということですが、このリスクアセスメントセミナーにつきましても、従来、労働局または出先の14の監督署がございまして、監督署の職員が事業場に案内を出し、そして集合していただいてリスクアセスメントの説明をする、集団指導と呼びますが、リスクアセスメントセミナー等の実施件数の内訳の2ポツ目、局署主催の集団指導というふうに呼びますが、この集団指導は、実は監督署で52回実施していますが、参加していた

だいている事業場が1,064になります。

一方、それぞれ事業者の団体が希望をされる場合には、監督署の職員あるいは労働局の職員がその団体にお邪魔をして、そしてリスクアセスメントのセミナーを行う出前講座

1ポツ目でございますが　　というものも行っております。この出前講座のほうが圧倒的に好評でございます、実施回数35回にもかかわらず、参加事業場が2,745ということで、大変好評をいただいております。参加いただいた会社数ですが、また後ほど少し御説明をさしあげます。

好評をいただいている理由でございますが、やっぱり監督署が主催する、監督署が招聘する内容というのは一般的になりがちですが、それぞれ事業者団体の集まりに監督署の職員がお邪魔するケースにおいては、それぞれの団体の中での、同じような業種というような形での切り口で、少し情報、内容をカスタマイズすることができるということが好評だというふうに考えているところでございます。

それ以外に、6ページを御確認ください。

「+S a f e 協議会」というものを運用しております。「+S a f e 協議会」、この語源ですが、経営に安全をプラスするということで、第三次産業の労働災害が増えているということについて、愛知では平成27年からこのS a f e 協議会の運用を始めたところでございます。当初は小売業だけでしたが、一昨年からは飲食、社会福祉にも広がっているところでございます。また、一昨年からは、愛知の平成27年から行っている寄り添い型の支援というのが全国に採用されまして、一昨年からは47都道府県全てで+S a f e 協議会の運用が始まっているという、愛知が先駆けになっているというふうに御理解いただければありがたく存じます。

例えば、今年度の活動内容ですけれども、小売業の関係者の方々には、バックヤードの4Sだとか、あるいはバックヤードの作業者の動線調査などを提案しております。動線を調査することによって、どれだけ無駄な動きが生じているのか、物の置場によって無駄な動きが生じているのかというようなことを御理解いただくことによって、結局、作業者の動線が短くなれば転倒の機会も減るとい、あるいは品出しの時間が短くなるといったような、生産性にも安全性にも同じように機能しますよねというような理解を進めてまいりました。

また、飲食店にあっては、温かい物と冷たい物の商品の提供カウンターを変えるなどのアイデアによってやけどの災害が減少したといったような問題、さらには、商品の提供時

間の短縮にもつながったというような評価をいただいております。

また、社会福祉関係ですが、ベッドから車椅子への移乗の介助などに、スライディングボードといったようなものを使用することによって、利用者の方々を持ち上げることなくベッドから車椅子、車椅子からベッドへの移乗ができるようになり、そして、従来これらを2人作業で行っていたところ、1人で行うことができるようになったということで、社会福祉関係でいう生産性の向上だとか、それと安全性の向上というものが一体で管理できるというようなことを御理解いただいて、それぞれ三次産業の皆様方からも大変な好評をいただいているところでございますし、この「+Safe協議会」に参集いただいている事業者の方々、それぞれ愛知県内で多店舗を展開していらっしゃる大きな小売業あるいは飲食店の方々が多いですし、社会福祉につきましても、多施設を展開していらっしゃるものですから、それぞれの波及効果はかなり大きなものがあるということでございます。

8ページへ飛んでいただきまして、それらばかりではなく、まだまだ安全衛生に前向きにお取組んでいただけない事業者の方々、あるいは、時期に応じて我々がしっかりと広報を行うことによって労働災害防止を図っていこうという考え方の中で、効果的な広報というものに少し力を入れさせていただきました。例えば5月ですが、熱中症が始まる時期ですので、熱中症の防止に関する建設現場などのパトロールを実施させていただいておりますが、熱中症防止を単純に呼びかけても、なかなかプレスの皆様方が、マスコミの皆様方がしっかりと取材をいただけないものですから、あらかじめ、例えばカキ氷を食べるシーンですとか、あるいはミストシャワーが出ているシーンだとかといった場面を御取材いただけますといったような事前の広報、あるいは、年末の建設現場のパトロールにおきましては、この近くにあります愛知県庁の重要文化財の屋根のふき替えをすぐ近くで御覧いただけますといったような広報を事前にさせていただくことによって、熱中症におきましては、テレビ5社、一般紙3社、年末のパトロールにおいても、テレビ3社、一般紙3社といったように、多くのマスコミの方々に御取材いただくことにより、私どもが時期に応じてしっかりと訴えていかなければいけないものをお届けいただいているという成果でございます。

9ページ、10ページの御説明をさせていただきます。

全国産業安全衛生大会、これは全国各地で毎年場所を替えて行われておりますが、たまたま2023年は愛知、名古屋で開催されたところでございます。愛知労働局としましては、「安全経営あいち®」の理念をしっかりと全国の方々にもお届けすべく、シンポジウム

を2日目の午後半日、開催させていただきました。全国大会の来場者ですが、こちらは実人数で1万1,500名、3日間開催された各日にしますと、大体1日当たり6,000人から7,000人くらいの方が参加されていたという報告を受けております。それぞれ11の分科会に分かれて開催していますところ、6,000人の中で1,150、単純計算でいきますと1分科会、大体500人から600人で平均になるところを、1,150人の方に御参加いただいたという成果でございます。

また、10ページを御確認いただきますと、全国産業安全衛生大会に併催して実施される緑十字展というものがございます。こちらは、企業の安全衛生に関する様々なグッズを企業が展示するものでございますが、こちらにも愛知労働局のブースを設置いたしました。奥行き4メートル、幅12メートルの大変大きなブースを設置したところでございます。裏面には愛知労働局の2006年からのリスクアセスメントに関する行政の様々な施策のヒストリー、そして表面には安全経営あいちの理念につながる展示を行ったところでございます。左側、愛知労働局ブースの設置状況、ちょっと奥側にありますけれども、来場者の方がたくさんおいでいただいているシーンを御確認いただけるかと思いますが、3日間での延べ来場者数が2万5,562人、そして愛知労働局のブースに来訪いただいた方が約5,700という成果でございます。

その上で、本日、次年度の計画で少し御意見などを賜りたいことがございます。11ページでございます。

(1)「安全経営あいち®」の推進のイです。こちらは、業種の垣根を越えた情報交換の実施ということでございますが、私どもの部内では異業種交流という呼び方をさせていただいております。例えば製造業の構内での運搬などでの物を持ち上げないというテーマ、腰痛防止のために物を持ち上げないという様々な工夫をされておりますが、先ほどお話ししましたように、社会福祉においても同じように、利用者様を持ち上げないという、あるいは飲食店でも、例えばビールサーバー、生ビールのたるだとかといったようなものを持ち上げないところ、それぞれ、持ち上げないというテーマというのは、それぞれが持っておられるわけですが、達成の仕方、工夫の仕方というものがそれぞれ違うものですから、お互いその情報を交換できるような場を労働局が設置することによって、安全衛生にもっと前向きにポジティブになっていただける、そういった機会を設けることができないかということを考えております。

それから、御宿題をいただいております中小規模事業場に対する情報発信の効果でござ

ざいます。先ほど、資料ナンバー5を見ていただきましたけれども、裏面を御覧いただきたいと思います。以前から御宿題をいただいておりますが、「安全経営あいち賛同事業場制度」を通じまして、実は事業場規模50人以下の事業場が、この賛同事業場制度のうち51.2%を占めているということでございます。また、商業からその他の事業までのいわゆる三次産業が約16.2%の事業者の方々に賛同いただいております。御宿題いただいていた内容を我々も様々な工夫を通じて、50人以下の事業場、そして三次産業の多くの皆さん方から行政の施策のほうに目を向けていただくという工夫をしているところでございます。こちらをさらに強化するため、中小規模事業者に向けて、賛同事業場になるともっといいことあるよねという手前のところで情報発信ができないかなと考えております。

具体的には、業種の垣根を越えた情報交換の実施の中の内容を一部もっとかみ砕いて、中小規模事業場に向けた情報をホームページに掲載するなどによって、情報発信の強化を図ってまいりたいと思います。特に、中小規模事業場の皆様方が、安全衛生あるいは生産性を高めるために、何らか大きなコストが必要だと思っていらっしゃるケースが少なくございません。大体5万円ぐらいをめどに、こんな改善を図るだけでこのぐらい変わったよといったような情報発信をすることによって、理解促進を図っていけないかということを考えているところです。

もう一点でございますが、右下、目標値の上方修正変更(案)ということでございますが、1,000事業場の賛同目標にしておりましたが、何分好評で、恐らく先ほど申し上げましたように、年度末をもって810を超えるという予想でございますので、1,000を目標にするのではなく、賛同事業場2,000を目標にということで、上方修正をさせていただきたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

【堀西部会長】 ありがとうございます。

ただいま説明がありました第14次労働災害防止推進計画の状況報告等につきまして、各委員の皆様から御質問などがございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

伊藤委員、お願いいたします。

【伊藤委員】 自治労、伊藤です。

11ページのところですが、まず、賛同事業場を上方修正するというので、四角の囲みの中にも書かれておりますが、2,000件にしたという理由が、ここに書いてある1,

600弱という数字を基に2,000という数字にしたのかということ、目標を上方修正することは、今後の活性化を図る上でもすごくいいことだと思っておりますが、今後も今までのように右肩上がりでぐんと伸びていくのかというところの見通し等々あれば教えていただきたいのが1点。

それから、エのところにありますように、ホームページ等々で掲載して、どんどん周知をしていくということですが、なかなかホームページの閲覧というのは、行政のほうの閲覧というのは、しにくいわけじゃないですけど、関心を持った人しかなかかなか見る機会がないというふうに思うので、横の連携なり、いろいろちょっと工夫をして周知していくほうがいいのではないかなという2点であります、お願いします。

【堀西部会長】 濱田安全課長、お願いいたします。

【濱田安全課長】 御質問ありがとうございます。

本当におっしゃられるとおりでございます、まず、賛同事業場の上方修正の件でございますが、今、少し触れていただきましたが、現在、賛同事業場になっていただく前提としてのリスクアセスメントの講座を受けていただいた事業場、登録申請の内訳（業種別）の一番左側のグラフでございますが、全産業のところを御覧いただきますと、この12月の時点ですが、4,758社の方々が、実はリスクアセスメントのセミナーを受講されておられます。実は、これだけでも少し驚異的な数字だと私どもは思っております。ここまですみずセミナーを受けていただけるとは思っていませんでしたが、やはりこの先、賛同申請書を出していただくところのハードルが少し、事業者の皆さん方の決断が、若干決断に至るまでのきっかけがないのか、700という数字でございます。

パイとして4,758がございまして、この事業場の皆様方の40%ぐらいの事業場が賛同いただくのに恐らく2,000になるのかなということでございますが、この辺りのところ、もくろみがあって2,000を立てさせていただいたというよりも、部内職員の士気向上も含めて、伊藤委員おっしゃられたように、伸び悩みというものも考慮しますと大体2,000ぐらいなのかなというふうに今思っているところでございます。ただ、こちら2,000というものが視野に入ってきたときには、再度お諮りさせていただいて、3,000とかといったような目標に上方修正していければいいかなというふうに考えております。

もう一点でございますが、これ、以前から御指摘いただいている労働局のホームページ

というのは、見る方々が積極的に見に行かなければなかなか目に触れないという御意見をずっといただいておりますが、私どもも大変苦慮しているところでございますが、今回、例えば、後に本審がございますが、愛知労働局の運営方針のダイジェスト版などにもQRコードを載せることなどによって、少しでも触れていただける機会を増やしていきたいと思っておりますし、他部署とも連携しまして、そういうところにQRコードなどを貼ることによって、積極的にアプローチしてもらえようなことをこれからも工夫していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【堀西部会長】 ありがとうございます。

伊藤委員、よろしかったですか。

【伊藤委員】 ありがとうございます。

【堀西部会長】 では、ほかに御意見、御質問ございませんか。

では、安藤委員、お願いいたします。

【安藤委員】 全ユニーの安藤でございます。御説明ありがとうございました。

今回、業種の垣根を越えた情報交換の実施ということで、異業種交流を行うということですが、年何回ほど実施することを想定されているのか、教えていただきたいなというふうに思います。

【瀧田安全課長】 御質問ありがとうございます。

これ、来年度から初めてチャレンジをするものですから、現在のところ、令和6年度においては、3回ほど実施できればいいかなというふうに考えております。具体的には、全国安全週間の7月、そして全国労働衛生週間の10月をめぐり、そして安全経営あいち推進大会を実施します来年の1月という、この3回辺りをめぐりに実施できればいいなというふうに考えております。

少し追加での御説明にはなりますが、今年度、つい先日ですが、一度だけ試行で運用を試みたところでございます。これは、三次産業の皆様方と製造業をつないだというような形で、大変好評だったということだけ御報告をさせていただきます。

【堀西部会長】 よろしかったですか。ありがとうございます。

ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

では、岩原委員のほう、お願いいたします。

【岩原委員】 ありがとうございます。

ちょっと質問ですけれども、資料の第3号の2ページ目のところで、13次防の発生状

況というところで、死亡者は目標より下回っているということだったんですけれども、死傷者の数が非常に増えているということで、多分いろんな分析をされていると思うんですけれども、ちょっと最近、企業の方と話をしていますと気になるのが、とにかく人が足りないということで、これは、企業の規模も業種も地域も全ての企業さんが人が足りないということで、すごい御苦勞をされているなと思います。

対策は、いろんな対策をされていて、生産性を上げたりとか、多様な人たちにもっと働いてもらうとか、あるいは企業の中であったり企業の間で労働移動を進めていくみたいな、そのような対策を一生懸命やられておりますけれども、その中でちょっと気になる点が2点ありまして、特に高齢者の方がどんどん働かれるようになって、65歳までは義務化されているものですから、全ての企業が雇用継続というふうになっていると思うんですけれども、70歳までも努力義務ですけれども、どんどん増えてきているなということで、高齢者が働くようになると、少しやっぱり体の問題とかいろんな問題で、安全面では非常に心配かなというふうなことがありますので、高齢者の安全対策ということで、何か今までと違った対応というのが、もう既にやられているところもあると思いますけれども、そういうのをどんどん企業に広げていくみたいなことがされているかという点が1点、2点目は、言い方は労働移動という言い方がいいか分かりませんが、職場とか会社をどんどん替わっていく傾向があって、これはどんな企業も3年ぐらいでかなり変わっていくみたいな、違った仕事に就くということになると思うんですね。多分、安全面から言うと非常に心配な面があるかなというふうに思っていますので、そういう慣れない仕事に就く人たちの何か対策みたいなもので、お考えがありましたらお聞かせください。

【濱田安全課長】 御質問ありがとうございます。

今おっしゃられました高年齢労働者の話と労働移動の関係も、若干生産性の向上とかも含めてセットになってくる課題だと思っております、冒頭御説明をさせていただきましたリスクアセスメントが、危険源と作業との関わりの調査、そして情報の整理だという御説明をさせていただいたところですが、2008年に日本の人口がピークを打った後、その下がっていくカーブと同じように、死傷災害が全く逆の比例で上昇を続けているというものがございます。こちら、まさにこれまでの労働者の個人の知見に頼った災害防止はいよいよ限界に来ているだろうと。これは、今、岩原委員がおっしゃられたように、労働移動ということもまさにそうですし、それから、外国人労働者、高年齢労働者、そして派遣の方々というように、なかなか知見に頼れないというものがあると思います。

一方、「安全経営あいち®」の推進の中で、事業者にもお願いしていることなんですが、事業に伴って発生する作業を、これまで労働者の知見、現場のサイドでうまくやれたことが、これからは、先ほど御説明したような労働移動、そして、派遣の方々、外国人の方々の力を借りる中で、うまく機能していかなくなるだろうという中で、事業者が積極的に作業現場で発生する作業をしっかりと整理していただく、その中で、高年齢労働者の災害でいきますと、つまずき、転倒というものが多いわけでございますので、職場に存在する危険源、段差の危険源だといったものをしっかりと整理をしていただくことによって、一定程度、約半数が原因のある転倒です。残り半数は、確かに何の原因もないという転倒もございます。約半数はコントロール下に置いていくことができるだろうというような考え方でございます。

こちらは、高年齢労働者だけでなく、愛知の、特に製造業を中心に、高年齢労働者だけでなく障害を持った方々、それから、女性の問題と。力のない女性でも同じように作業ができるという、これは共通の課題と捉えていらっしゃる事業所がかなり多くて、そういったところでも積極的な広報を図っているところでございます。

以上でございます。

【堀西部会長】 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問ございませんでしょうか。

城委員、お願いいたします。

【城委員】 今、濱田さんから三次産業の説明をいただいて、非常に労働局のほうも頑張っておられるなという印象を受けましたが、それでも、なおかつやはり三次産業の死傷者の数が横ばいしないしは場合によっては上がってしまうという状況にあります。この辺りのところの、歯止めといいますかね、その辺り、どういう今後対策を取られるのか、「安全経営あいち®」でどんどん推進して、そういった三次産業の人たちを取り込むということも必要でしょうし、もっとそういう企業といいますか、小さいので企業と言うほどではないかもしれませんが、中小の人たちに積極的に入ってもらうと。今、自律管理というのが重要だというのは言われていますけれども、自律というのは実はいろんな意味があって、企業の経営者がやる自律もあるでしょうし、じゃなくて、もっと労働者側からも、こういった安全衛生にもっと積極的に参加して、特に中小ってちっちゃいですから、みんな家族みたいな状況じゃないですか。そういう人たちがみんな関心を持ってやっていけるといいのではないかと、そういうところをもっと進めてもらえると、より安全衛生的にはいい

いかなど。

もう一ついいですか。ちょっと事前に聞いていなかったのですが、トラックドライバーのほうは、過労死が非常に多い職業群ですけれども、この辺り、今後、労働時間規制は始まるにしても、この地方では何か積極的に対策を進めるということはありませんか。ごめんなさい、ちょっと余分な質問をしました。

【瀧田安全課長】 トラックのことにつきましては、監督課長のほうから後ほど御回答させていただくということにさせていただきます。まず、三次産業の件でございますが、三次産業の皆様方も、例えば飲食店ですと、パート、アルバイトの方々も同じように品質を担保できるようなシステムチックな運用というところでは、中小の皆様方も結構興味を持っていらっしゃると思います。

一方で、そこと安全衛生の接続という視点だけを取ってみますと、やはりノウハウの蓄積がないというのがテーマなのかなということございまして、先ほども申し上げましたように、事業者の方々がポジティブになれる、そして、アイデアを出す作業の方々もアイデアを出す過程でポジティブになっていくといったような、そんな働きかけを我々がしていけると、お互い全てウィン・ウィンになっていくのかなというように考えているところでございます。

【下田監督課長】 それでは、トラックドライバーの過労死等、長時間労働の抑制等について、4月以降の取組等について簡単に御紹介させていただきますと、御承知のとおり、4月からは時間外・休日労働の上限規制が適用されるというところで、まずは法の円滑な施行に向けて労働局としても取り組むというところですが、まず、基本的には、まずは事業主の方が自主的に長時間労働の改善に向けて取り組めるような形で、労働局としましても、例えば説明会による周知ですとか、あるいはいろいろな改善報告、具体的なアドバイスですとか、そういった個々の丁寧な支援というのは引き続き行っていくこととしております。

さらに、ちょっとトラックドライバーの場合、やはり荷主の方の協力が不可欠、欠かせないということもございまして、昨年度から、労働局でも国交省と連携しまして、荷主に対して、そういった長時間の荷待ちですとか、そういったことをさせないようにということで、国交省のトラックGメンと連携して働きかけ等も行っているところでございます。

さらに、愛知独自の取組としましては、愛知運輸局と、あと中部経産局、さらに東海農

政局と4局合同でブロック会議というものを設置しておりまして、この中で、それぞれの行政の立場から、取組ですとか、あるいは情報を共有して、そういったいわゆる2024問題について、4月以降も引き続き連携して取り組むこととしております。

以上でございます。

【堀西部会長】 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問。

谷澤委員、お願いいたします。

【谷澤委員】 御説明ありがとうございます。

時間がないのでちょっと簡単にといいことだと思いますが、業種の垣根を越えた情報交換、すごくいい取組だなというふうに感じます。当社もそうですが、やっぱり人が入れ替わる中で、積み重ねられた好事例みたいなものが途切れてしまうというのが、結構普通の会社でも常かなというふうに思います。先ほど情報へのアクセスの話もありましたけれども、やっぱり好事例をずっと途切れさせない工夫というのが結構大事なことなのかなというふうに思います。ただ、人も入れ替わるので、やっぱりデジタルにアクセスできることが、もう最低限の条件かなと思いますので、一方的なアクセスではなく、何かアプリのようなところで、コンテンツが入れ替わっているという状態が、恐らく長続きするのかなと思いついておりました。何か御検討いただければなというふうに思います。

【濱田安全課長】 ありがとうございます。

私どもも、コンテンツをしっかりと入れ替えていくことだとか、情報の蓄積はもちろんです。コンテンツを入れ替えて興味を持っていただくということ、そして、来年度以降、ちょっと課題なんですけれども、デジタルコンテンツにアクセスいただく中で、例えば3Dのバーチャル空間で再現できないかなとか、いろんな工夫をこれからも凝らしていきたいと思っております。引き続きよろしくお願いいたします。

【堀西部会長】 ありがとうございます。

議論も尽きないところですが、時間の制約もございますので、この辺りで議論を終了したいと思っております。

本日の部会ですが、まず、伊藤委員のほうから、賛同事業場の目標値の上方修正した理由と今後の展望及びホームページ閲覧数を上げるための工夫の御質問、御意見が、また、安藤委員からは、新たな業種の垣根を越えた取組の回数、具体的な取組のことの御質問、また、岩原委員のほうからは、労働移動、高齢や熟練労働者の災害防止対策の御質問がご

ございました。また、城委員のほうからは、第三次産業の死傷災害増加理由と対策及びトラックドライバーの過労死が多い業種ですけれども、その対策についての御質問がございました。最後に、谷澤委員のほうから、いろんな対策を行っていらっしゃるけれども、事例の承継というのが重要ではないかと、この御時世といいますか、デジタルへの取組、そしてコンテンツ入替えというのが今後は非常に重要な対策にはなってくるのではないかとという御意見がありました。

ただいま各委員の皆様からいただいた御意見も踏まえて、次期の労働災害防止推進計画を推進いただくとともに、効果的な対策を講じていただきますようお願いいたします。

以上で議事は終了となりますので、事務局にお返ししたいと思います。どうもありがとうございました。

【下田監督課長】 堀西部会長、ありがとうございました。また、委員の皆様も、貴重な御意見、ありがとうございました。

最後に、事務局を代表いたしまして、労働基準部長の伊勢より御挨拶をさせていただきます。お願いします。

【伊勢労働基準部長】 委員の皆様におかれましては、貴重な御意見をいただき誠にありがとうございました。大変短い時間ではありましたが、本当にありがとうございます。心より感謝申し上げます。

本日、堀西部会長が先ほどまとめられていたとおり、各種意見をいただきました。本日の御意見等を踏まえまして、次年度の行政運営にできる限り反映させてまいりたいと考えておりますので、引き続き、どうぞよろしく願いいたします。本日はありがとうございました。

【下田監督課長】 それでは、以上をもちまして閉会とさせていただきます。

引き続き、3階の会場で地方労働審議会の本審が開催されますので、どうぞよろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

了